

令和8年度「那覇市高等職業訓練促進給付金」追加募集要項

市内にお住まいの母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんの就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において高等職業訓練促進給付金を支給します。

※下記問い合わせ先に電話で必要書類等確認し、事前予約の上、本庁舎 3 階 45 番窓口申請書をご提出ください。

対象者	市内に住所を有する母子家庭の母、父子家庭の父であって、<u>次の受給要件のすべてに該当する方が対象です</u>（原則として、申請時において那覇市に 1 年以上居住していること）。 ・児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある、または所得制限額を超え、1 年を経過していないこと ・養成機関において、6 ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。 ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること ※ ただし、過去にこの給付金を受給した方、又はこの給付金と趣旨を同じくする給付を受けている方は対象となりません。
対象となる資格の例	・看護師（准看護師） ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士 ・一部国家資格のデジタル分野 ・歯科衛生士 ・美容師 ・社会福祉士 ・製菓衛生師 ・調理師 ・その他市長が認める資格
申請期間	令和8年10月1日（木）～令和8年11月30日（月） ※郵送の場合は、<u>11月30日必着</u>
支給対象期間	修業期間（最長4年） ※申請を受理した月分から支給します。 ※毎年度、現況届の提出が必要です。
支給月額	[修業期間の最終学年以外] 非課税世帯 100,000 円 課税世帯 70,500 円 [修業期間の最終学年] 非課税世帯 140,000 円 課税世帯 110,500 円 ※令和7年度及び8年度申告における市町村民税の課税状況によります。 ※同一世帯に課税者がいる場合は、課税世帯の区分となります。

※裏面もご確認ください。

＜注意＞

- 講座受講開始後の申請となります。こちらから対象となる講座の紹介等はいりません。対象資格について、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。
- 主たる学習手段は、通学又はオンライン学習によるものである必要がありますが、オンライン学習の場合は、インターネット環境を利用し、同時かつ双方向に行われる講座が対象となります。あらかじめ録画・制作した映像等を利用するe-ラーニング等による講座は、やむを得ない場合を除き、給付対象となりません。
- 支給決定後に下記の事由に該当した場合は、給付の対象ではなくなります。
 - ・おもて面の「対象者」の要件に該当しなくなったとき
 - ・修業期間中に子が20歳に達した、または子を扶養しなくなったとき
 - ・受給者の所得が児童扶養手当の所得制限額を超え、全額支給停止の期間が1年以上経過したとき
 - ・月に1日も出席がない、または1つも課題提出がなかったとき（当該月分の支給ができません） ※夏季休暇等、年間カリキュラムにある場合を除く。
- 審査により支給の決定を行います。予算内で多くの対象者に支給できるよう、支給対象月数を変更する場合があります。
- 支給決定後、月末までに当該月分の請求書等の提出がなく、やむを得ない理由がない場合は当月分の支給ができません。
- 他市町村で本給付金を受給している方で、修業期間中に那覇市に転入する場合は継続して受給することはできません。（「過去に受給した方」となるため本市で新たに申請することもできません。）
- 那覇市で本給付金を受給している方で、那覇市外へ転出する場合は、転出先の市役所又は福祉事務所に継続受給についてお問い合わせください。（市町村によって基準等が異なるため、継続受給ができる場合があります。）

【問い合わせ先】

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所
こどもみらい部 子育て応援課 児童家庭グループ
那覇市役所本庁舎3階45番窓口
☎（098）861-6951 （内線）2559・2566
担当：母子・父子自立支援員
※窓口時間 9時～16時半（予約優先となります）